

鳥取県東部保健医療圏地域保健医療協議会について

鳥取県東部保健医療圏地域保健医療協議会について

○概要

地域保健医療計画の実施に関する事項について、専門的な立場から客観的な視点で必要な調査及び審議を行うことを目的とした附属機関。(鳥取県東部保健医療圏地域保健医療協議会条例)

【鳥取県保健医療計画(東部保健医療圏地域保健医療計画)】

医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項の規定による医療計画で、すべての県民が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、疾病予防から診断、治療及びリハビリテーションに至る包括的、継続的かつ効率的な医療提供体制の確立を目指すものであり、保健医療行政における施策推進の目標を定めたもの。

この計画は、国の基本方針と鳥取県の人口構成や疾病の状況、医療提供体制の実情などを踏まえ、6年ごとに改定が行われる。東部保健医療圏保健医療計画は、鳥取県保健医療計画の一部で、東部保健医療圏(二次医療圏)の現状と課題・対策を記載したもの。令和5年度に第8次鳥取県保健医療計画(R6～R11年度)の改定を実施。

○委員の構成

区分	協議事項
全体会議	地域保健医療計画の実施に関する事項
医療提供部会	プライマリ・ケアから先進医療までの一貫した医療及び医師の教育、研修等に資するための病診連携の機能強化に関する事項並びに精神医療、感染症等個々の疾病対策及び医師確保を中心とした医療人材確保に関する事項
健康づくり部会	住民の健康を保持増進するための疾病予防を中心とした家庭、学校、職域等における健康づくりに関する事項
へき地・救急医療部会	救急医療、災害時医療及びへき地医療対策に関する事項

※地域医療構想の推進にあたっては、地域医療構想調整会議を全体会議及び医療提供部会で構成する

○任期

2年以内

今回の任期は辞令交付日から来年度末まで(令和8年6月17日～令和10年3月31日)

○関連法令

鳥取県東部保健医療圏地域保健医療協議会条例 ※資料1-1

鳥取県東部保健医療圏地域保健医療協議会運営要綱 ※資料1-2